

令和2年3月6日
中国電力株式会社

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第843回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<第34条, 第61条, 技術的能力1.18: 緊急時対策所>

- 緊急時対策所用発電機への燃料補給時の周辺の作業エリア及びタンクローリのアクセス性について説明すること。
- チェンジングエリアの養生について, 常設でどこまでの範囲を実施しているのか記載すること。
- チェンジングエリアの圧力調整について, 手順側で記載しているダンパ等は, 系統図で確認できるよう反映すること。
- 緊急時対策所正圧化装置から緊急時対策所空気浄化送風機への切替基準について, 数値等を用いた基準を検討すること。

<技術的能力1.0: 重大事故等対策における共通事項(体制関係)>

- 1, 2号炉の同時発災時において, 1号炉の指揮命令が2号炉の指揮命令に影響を与えないよう, 体制を検討すること。
- 初期消火について, 専属で指揮命令できるよう検討すること。
- プルーム通過中における1号炉の監視体制について整理すること。
- 大津波警報時における敷地近傍と遠方の考え方について, 具体的に記載すること。

<第35条, 第62条, 技術的能力1.19: 通信連絡設備>

- 有線式通信設備について, 大規模損壊時において緊急時対策所から現場に連絡できるように, 中継コードを確保すること。

以上